

期 間 入 札 の 公 告

令和 7 年 7 月 28 日

静岡地方裁判所浜松支部民事部

裁判所書記官 児玉 謙次郎

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 7 年 8 月 27 日 午前 8 時 30 分から 令和 7 年 9 月 3 日 午後 5 時 00 分まで
開札期日	日 時 令和 7 年 9 月 10 日 午前 10 時 00 分 場 所 静岡地方裁判所浜松支部売却場
売却決定 期日	日 時 令和 7 年 10 月 1 日 午前 9 時 45 分 場 所 静岡地方裁判所浜松支部民事部
特別売却 実施期間	令和 7 年 9 月 11 日 午後 1 時 00 分から 令和 7 年 9 月 12 日 午後 3 時 00 分まで
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行, 損害保険会社, 農林中央金庫, 商工組合中央金庫, 全国を地区とする信用金庫連合会, 信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限 (民事執行規 則 33 条)	☆印を付した物件は農地であるので, 権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り, 買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため, 物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 7 年 7 月 28 日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。なお, 期間入札において買受申出がないときは開札日の翌日から原則 2 日間特別売却が実施されます。区分所有建物敷地部分が税額不明の場合下記税額欄には算入されておりません。	

物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括 売却	買受申出保証額（円）	令和6年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
1, 2	8,530,000 6,824,000	一括	1,706,000	106,829	26,336
1	2,430,000				
2	6,100,000				
	</				



物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|--|
| 1 | 所 在 | 掛川市下土方字平塚 |
| | 地 番 | 1 3 8 2 番 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 6 0 6 . 0 0 平方メートル |
| 2 | 所 在 | 掛川市下土方字平塚 1 3 8 2 番地 |
| | 家屋 番号 | 1 3 8 2 番 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 鉄筋コンクリート造陸屋根 2 階建 |
| | 床 面 積 | 1 階 6 4 . 7 1 平方メートル
2 階 6 4 . 7 1 平方メートル |



物 件 明 細 書

令和 7 年 5 月 8 日

静岡地方裁判所浜松支部民事部

裁判所書記官 児玉 謙次郎

1 不動産の表示

【物件番号 1, 2】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号 2】

本件所有者が占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

なし

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、当係にお尋ね下さい。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。
- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。

物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|--|
| 1 | 所 在 | 掛川市下土方字平塚 |
| | 地 番 | 1 3 8 2 番 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 6 0 6 . 0 0 平方メートル |
| 2 | 所 在 | 掛川市下土方字平塚 1 3 8 2 番地 |
| | 家屋 番号 | 1 3 8 2 番 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 鉄筋コンクリート造陸屋根 2 階建 |
| | 床 面 積 | 1 階 6 4 . 7 1 平方メートル
2 階 6 4 . 7 1 平方メートル |

令和7年(ケ)第 2号
令和7年 2月 4日受理
令和7年 3月10日提出

現況調査報告書

静岡地方裁判所浜松支部

執行官 増田直樹

物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|--|
| 1 | 所 在 | 掛川市下土方字平塚 |
| | 地 番 | 1 3 8 2 番 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 6 0 6 . 0 0 平方メートル |
| 2 | 所 在 | 掛川市下土方字平塚 1 3 8 2 番地 |
| | 家屋 番号 | 1 3 8 2 番 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 鉄筋コンクリート造陸屋根 2 階建 |
| | 床 面 積 | 1 階 6 4 . 7 1 平方メートル
2 階 6 4 . 7 1 平方メートル |



不動産の表示	「物件目録」のとおり		
住居表示	掛川市下土方1382番地		
土地	物件1		
現況地目	☒ 宅地（物件1） ☐ 公衆用道路（物件 ） ☐ （物件 ）		
形状	☒ ほぼ公図のとおり ☐ 地積測量図のとおり ☒ 建物図面（各階平面図）のとおり ☒ 建物配置図のとおり		
占有者及び占有状況	☒ 土地所有者 ☐ その他の者 上記の者が本土地上に下記建物を所有し、占有している。 ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり		
下記以外の建物（目的外建物）	☒ ない ☐ ある（詳細は「目的外建物の概況」のとおり）		
その他の事項	「その他の事項用」に記載のとおり		
建物	物件2		
種類、構造及び床面積の概略	☒ 公簿上の記載とほぼ同一である。 ☐ 公簿上の記載と次の点が異なる（ ☐ 主たる建物 ☐ 附属建物）。 ☐ 種類： ☐ 構造： ☐ 床面積：		
物件目録にない附属建物	☒ ない 種類： ☐ ある - ☐ 構造： ☐ 床面積：		
占有者及び占有状況	☒ 建物所有者 ☐ その他の者 上記の者が本建物を家族とともに住居として使用している。 ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり		
上記以外の敷地（目的外土地）	☒ ない ☐ ある（詳細は「目的外土地の概況」のとおり）		
その他の事項	「その他の事項用」に記載のとおり		
執行官保管の仮処分	☒ ない ☐ ある [地方裁判所 支部 令和 年（ ）第 号 保管開始日 令和 年 月 日		
土地建物の位置関係	☒ 建物図面（各階平面図）のとおり ☒ 建物配置図のとおり		

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

そ の 他 の 事 項

- 1 物件1土地の南西側には、市道41号線(官地 幅員約3m)が存在するが、掛川市役所都市政策課によれば、建築基準法上の道路ではなく、物件2建物を建て替える等には、建築基準法43条但書の手続を経る必要がある旨の回答がある。なお、袋井土木事務所建築住宅課によれば、物件2建物建築時(平成14年7月21日)、前記道路は、建築基準法42条2項道路だったと思われる旨の回答がある(建築計画概要書に記載あり)。
- 2 物件1土地内北西側には、カーポート(定着物)が存在する。
- 3 物件1土地内北東側及び南西側には、簡易物置(動産)が存在する。
- 4 物件1土地内南側、東側、北側には、擁壁が存在する。
- 5 物件1土地の東側～北側には、水路が存在する。
- 6 物件2建物の南東側には、ウッドデッキが存在する。
- 7 物件2建物2階南東側洋室及び南西側洋室には、クロスの剥がれ、窓枠内側下に水しみ跡、ペアガラス真空部分への水分進入が伺われる。
- 8 本件所有者によれば、物件2建物屋根上には、太陽光パネルが設置されている旨の陳述があるが、目視することはできなかった。ただし、物件2建物内には、太陽光発電設備のパワーコンディショナーが存在し、衛星写真でも同パネルが物件2建物屋根上に取り付けられていることが確認できる。なお、本件所有者によれば、前記太陽光発電設備の購入設置費用の残債務があるが、立替払契約を締結したクレジット業者名は不明である旨の陳述があった。物件2建物内には、太陽光発電設備に関する書類(設置業者名等)も見つけることができなかったこと、本件所有者の同居家族及び債権者に問い合わせても判明しなかったことから、前記太陽光発電設備の所有権の帰属等(所有者名、所有権留保やリース対象の有無など)は、不明である。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

関係人の陳述等

陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容(要旨)等
■ A (債務者兼所有者)	1 本物件は、私が家族とともに住居として使用しています。 2 物件1土地内北東側及び南西側には、移動可能な簡易物置があります。 3 物件1土地内北西側に設置されているカーポートは、本物件を購入する前から存在しました。 4 物件1土地の東側から北側には、水路が存在します。大雨時に氾濫することはありません。しかし、水路の東側にある田は、大雨で氾濫するため、近隣宅も浸水しているようです。 5 物件2建物屋根上には、太陽光パネルが設置されています。平成28年頃、外壁工事とともに設置し、購入設置費用は、合計約280万円ほどでした。立替払契約したクレジット会社には、現在も残債があります。クレジット業者名は、覚えていません。太陽光発電設備で発電された電力は、物件2建物にて消費し、余った電力を売電しています。なお、太陽光パネル1枚が、風雨により外れたことがありました。物件2建物は、オール電化です。 6 物件2建物内にて、猫1匹を飼育しています。猫が内壁を破損することはありません。 7 隣地との境界について、争いはありませんし、本物件内にて事故等はありません。 8 私は、脳に疾患があるため、車椅子で生活しています。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

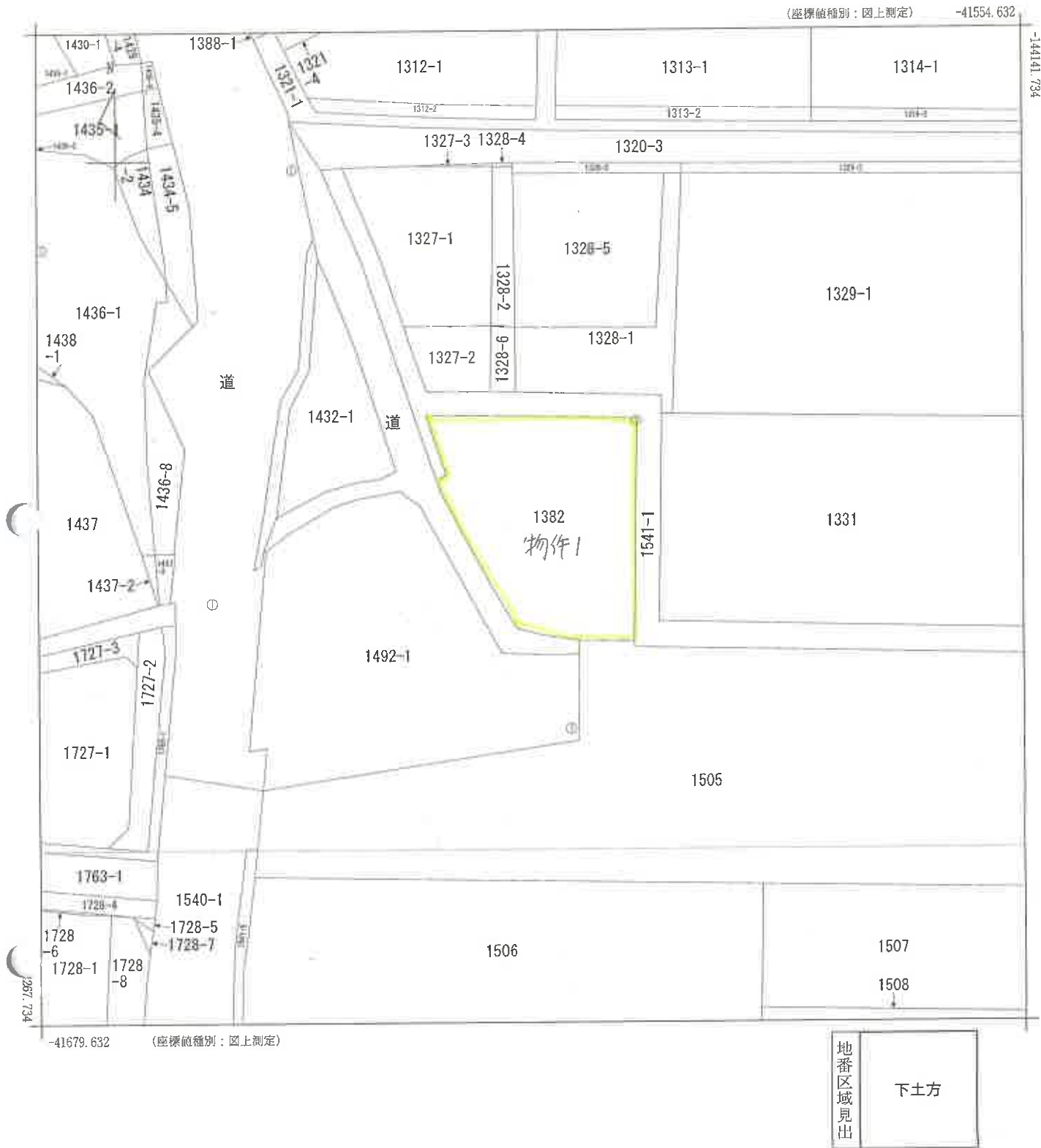
調 査 の 経 過		
調 査 の 日 時	調 査 の 場 所 等	調 査 の 方 法 等
7年 2月 4日 (火) : - :	当庁執行官室	掛川市役所に対し、本件建物間取図取寄せ申請・受領
7年 2月 5日 (水) 11:40-11:50	静岡地方法務局 浜松支局	件外土地(1541-1他1筆)登記簿謄本申請・受領 地積測量図(物件1)申請(不存在の旨回答あり)
7年 2月 5日 (水) 13:10-13:30	掛川市役所 維持管理課	接道関係調査
7年 2月 5日 (水) 15:30-15:40	物件所在地	物件特定・写真撮影(外観)
7年 2月 6日 (木) 10:40-11:15	袋井土木事務所 建築住宅課	建築計画概要書申請・受領
7年 2月21日 (金) 15:00-16:00	物件所在地	所有者Aと面談 占有・間取り等調査 写真撮影(屋内) 評価人同行
7年 2月28日 (金) 13:50-13:55	当庁執行官室	所有者Aの家族より架電(太陽光発電設備について)
(特記事項) ☐ 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていると予想されたので、立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。 ☐ 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていたので、立会人 を立ち会わせ、技術者に解錠させて建物内に立ち入った。 ☐ 令和 年 月 日 休日・夜間執行許可の提示をした。 ☐		

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

調 査 の 経 過		
調 査 の 日 時	調 査 の 場 所 等	調 査 の 方 法 等
7年 3月 4日 (火) 15:55-16:00	当庁執行官室	債権者担当者より受電 (太陽光発電設備について)
年 月 日 () : - :		
年 月 日 () : - :		
年 月 日 () : - :		
年 月 日 () : - :		
年 月 日 () : - :		
年 月 日 () : - :		
(特記事項) ☐ 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていると予想されたので、立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。 ☐ 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていたので、立会人 を立ち会わせ、技術者に解錠させて建物内に立ち入った。 ☐ 令和 年 月 日 休日・夜間執行許可の提示をした。 ☐		

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

A 3 版を A 4 版に縮小



請求部	所在	掛川市下土方字平塚				地番	1382番			
出力縮	1/500	精度区分	乙一	座標系番号又は記号	VIII	分類	地図(法第14条第1項)		種類	地籍図
作成年月日	昭和41年11月			備付年月日(原図)	昭和50年6月10日			補事	記項	

これは地図に記録されている内容を証明した書面である。

令和6年12月16日
静岡地方方法務局掛川支局
登記官

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
令和6年12月16日 静岡地方法務局掛川支局

登記信

A 3 版を A 4 版に縮小

建物図面

0237490

家屋番号 1382番

建物の所在 小笠郡大栗町下土方字平塚1382番地

平成17年4月1日
掛川市に変更

各階平面図

1~2階
(各階同型)



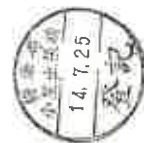
床面積表

6.720 x 9.630 = 64.713600

64.713600

1階 床面積 64.71 m²

2階 床面積 64.71 m²



(単位:m)

縮尺 1/500

申請人

縮尺 1/250

作製者

建物配置図

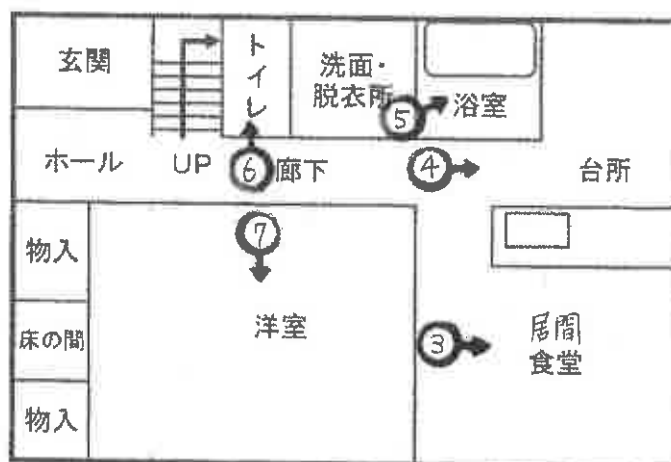


♂写真撮影方向

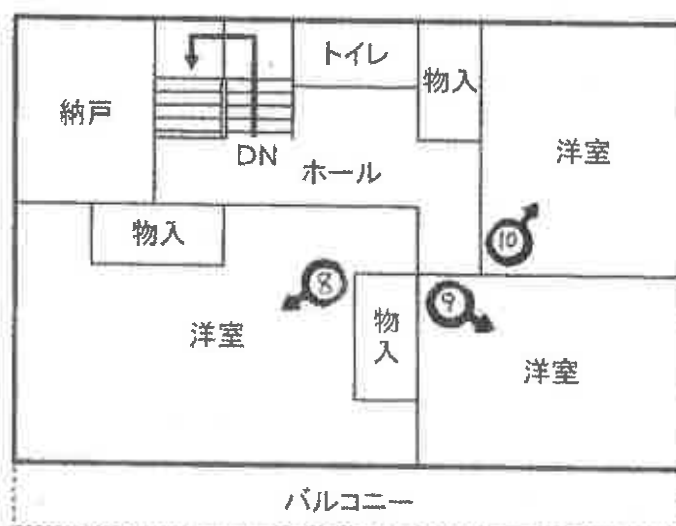
間取図

物件 2

N



1 階



2 階

♂写真撮影方向

(10 枚目)

(1)



(2)



(3)



(4)



(12 枚目)

(5)



(6)



(7)



(8)



(9)



(10)



令和7年（ケ）第2号
令和7年2月21日現地調査
令和7年3月28日評価

静岡地方裁判所浜松支部 御中

評価書

評価人 不動産鑑定士

長島 和芳

物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|--|
| 1 | 所 在 | 掛川市下土方字平塚 |
| | 地 番 | 1 3 8 2 番 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 6 0 6 . 0 0 平方メートル |
| 2 | 所 在 | 掛川市下土方字平塚 1 3 8 2 番地 |
| | 家屋 番号 | 1 3 8 2 番 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 鉄筋コンクリート造陸屋根 2 階建 |
| | 床 面 積 | 1 階 6 4 . 7 1 平方メートル
2 階 6 4 . 7 1 平方メートル |



第1 評価額

一 括 価 格	
金 8, 5 3 0, 0 0 0 円	
物件 1 (土地)	金 2, 4 3 0, 0 0 0 円
物件 2 (建物)	金 6, 1 0 0, 0 0 0 円

- 1 一括価格は、物件 1、2 の各不動産について、一括売却（民事執行法 6 1 条本文）を行うことを前提とした場合の合計価格である。
- 2 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- 3 物件 1 の土地の内訳価格は物件 2 の建物のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件 2 の価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法 5 8 条 4 項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。
- 5 上記評価額は引受債務相当額を控除する前の価格である。

第3 目的物件

番 号	登 記	現 況
1	物件目録記載のとおり	
2	物件目録記載のとおり	
特 記 事 項		
※物件1の土地の上に物件2の建物が存する。		

※現況欄に記載のない事項については、ほぼ登記記載と同じ。

第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等（物件1）

位 置 ・ 交 通	J R 東海道本線「掛川」駅の南東方直線距離にて約 8.3 km に存する（別添「位置図」参照）。	
付 近 の 状 況	掛川市の南部に存する。水田等の農地が多い中に一般住宅と農家住宅が混在する地域。	
主な公法上の 規 制 等 (道路の幅員等 の個別的な規制 を考慮しない一 般的な規制)	都市計画区分 用 途 地 域 建 ぺ い 率 容 積 率 防 火 規 制 その他の規制	非線引都市計画区域 用途指定なし 60% 200% なし 特になし
画 地 の 状 況	地 積 形 状 間 口 ・ 奥 行 地 勢 接 道 状 況 そ の 他	606.00 m ² ほぼ台形 間口約 21 m、奥行約 15 m～26 m 平坦地 路面と等高～1 m 高く接面する中間画地 特になし
接 面 道 路 の 状 況	南西側で幅員約 2.8 m～3.5 m の舗装市道（建築基準法上の道路ではない）に接面する。	
土 地 の 利 用 状 況	現況利用・・・物件2の建物敷地として利用されている。 目的外建物の有無・・・なし	
供給処理施設	上 水 道 あり ガス配管 なし 下 水 道 あり (注) 供給処理施設における「あり」とは、対象物件の前面道路に該当施設の本管（以下、施設管という）が通っており、通常のコストで敷地内への引込が出来る状態にあることをいう。「なし」とは、対象物件を含めた周辺に施設管が配置されておらず、敷地内に引込むことが不可能な場合をいう。「不明」とは、前面道路に施設管は敷設されていないにもかかわらず供給処理施設を利用している場合や、役場での確認事項に疑義がある場合等で、将来的に当該施設が利用できるかどうか不明な場合をいう。	
特 記 事 項	※本件土地の接面道路は現在建築基準法上の道路ではないが、建築基準法43条2項2号の許可を得ることにより、建物の再建築が可能となる。この場合、現況道路の中心線から2mの位置まで後退すること、建替え後の建築物の用途は従前の建築物の用途と同一であること等が必要になる。詳細については静岡県袋井土木事務所建築住宅課に確認のこと。	

特 記 事 項	※本土地内の北西側にはカーポートが、北東側と南西側には簡易物置が存在する。
---------	---------------------------------------

2 建物の概況及び利用状況（物件2）

区 分	主である建物
建築時期及び経済的残存耐用年数	建築年月日（登記記載）：平成14年7月21日 経 過 年 数：約23年 経済的残存耐用年数：約17年
仕 様	構 造：鉄筋コンクリート造2階建 屋 根：陸屋根 外 壁：ALC板等 内 壁：クロス等 天 井：クロス等 床：フローリング等 設 備：電気、給排水、衛生 その他：特になし
床面積（現況） 現 況 用 途 等	ほぼ登記どおりとみられる。 現況用途：居宅 間 取 り：後添間取図参照
品 等	普通
保 守 管 理 の 状 態	普通
建 物 の 利 用 状 況	建物所有者が家族とともに住居として使用している。 ※詳細は執行官の現況調査報告書を参照されたい。
特 記 事 項	※本建物の屋根上には太陽光パネルが設置されており、屋内に太陽光発電設備のパワーコンディショナーが存する。なお、太陽光設備の購入設置費用のローン残債務があり、太陽光発電設備の所有権の帰属等は不明である。 ※本建物はオール電化である。 ※本建物2階の南東側洋室と南西側洋室にはクロスの剥がれ、南側窓枠付近の水染み跡、ペアガラス内側の結露が見られた。 ※本建物の南側にはウッドデッキが設置されている。 ※本建物内で猫1匹を飼育している。 ※詳細は執行官の現況調査報告書を参照されたい。

第5 評価額算出の過程

適切な複合不動産の取引事例が収集されず、また、対象物件が戸建住宅とその敷地で収益向き物件ではないため、比準価格と収益価格は求めず、積算価格により評価額を求めるものとする。

1 基礎となる価格

① 物件1（土地）

物件1の更地価格を算出し、これに建付減価を行って建付地価格を求めた。

物件 番号	標準画地価格 (円/㎡) ア	個 別 格 差 イ	地 積 (㎡) ウ	建付減価 エ	建 付 地 価 格 (円) ア×イ×ウ×エ=オ
1	12,100	0.81	606.00	0.90	5,350,000

ア 標準画地価格（公示価格等からの規準）

地価公示地 掛川ー6

公示価格等 時点修正 標準化補正 地域格差 標準画地価格
 $20,500\text{円}/\text{㎡} \times 99.8/100 \times 100/100 \times 100/169 \div 12,100\text{円}/\text{㎡}$

◇時 点 修 正：公示価格等の価格時点から評価日までの推定変動率である。

◇標準化補正：道路方位（+）

◇地 域 格 差：地価公示地は街路条件、交通接近条件、環境条件が優る

イ 個 別 格 差：建替えの際に建築基準法第43条2項2号の許可を要する（-）、
 規模大（-）、道路方位（+）

ウ 地 積：登記数量による。

エ 建 付 減 価：建物と敷地の状態等を考慮した。

② 物件2（建物）

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて建物の価格を求めた。

物件 番号	再調達原価 (円/㎡) ア	現況延床面積 (㎡) イ	現価率 ウ	建物の価格 (円) ア×イ×ウ=エ
2	200,000	129.42	0.30	7,770,000

ウ 現価率：耐用年数に基づく方法と観察減価法を併用して下記のとおり求めた。

経過年数23年、経済的残存耐用年数17年、観察減価30%

（耐用年数に基づく方法）（観察減価法）

現価率 = $17\text{年} \div (23\text{年} + 17\text{年}) \times (1 - 0.30) \div 0.30$

2 評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

① 土地利用権等価格

物件 番号	建付地価格 (円) ア	土地利用権等割合 イ		土地利用権等価格 (円) ア×イ = ウ
1	5,350,000	0.30	法定地上権	1,610,000

イ 土地利用権等割合：土地利用権等を法定地上権と判定し、その割合を30%と査定。

② 内訳価格及び一括価格

物件 番号	基礎となる価格 (円) (1①オ、1②エ) ア	土地利用権等価格の 控除及び加算 (円) (2①ウ) イ	占有減価 修正 ウ	市場性 修正 エ	競売市場 修正 オ	評価額 (円) (ア±イ) × ウ × エ × オ
1	5,350,000	－ 1,610,000		—	0.65	2,430,000
2	7,770,000	＋ 1,610,000	—	—	0.65	6,100,000
一 括 価 格 (合 計)						8,530,000

ウ 占有減価修正：なし

エ 市場性修正：なし

オ 競売市場修正：第2評価の条件欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮した。

第6 参考価格資料

地価公示価格 掛川ー6

所 在：掛川市中方字雨垂592番1

価 格：20,500円/㎡

価 格 時 点：令和7年1月1日

地 積：288㎡

供給処理施設：水道

接 面 街 路：北西側5m市道

用途指定等：非線引都市計画区域（建ぺい率60%、容積率200%）

地域の概要：一般住宅のほかに空地等が見られる住宅地域

第7 附属資料

- 1 位置図
- 2 公図写
- 3 建物配置図
- 4 間取図

以 上

位置図

1/20,000



1 : 20,000 相当

昭文社スーパーマップルデジタルにより作成

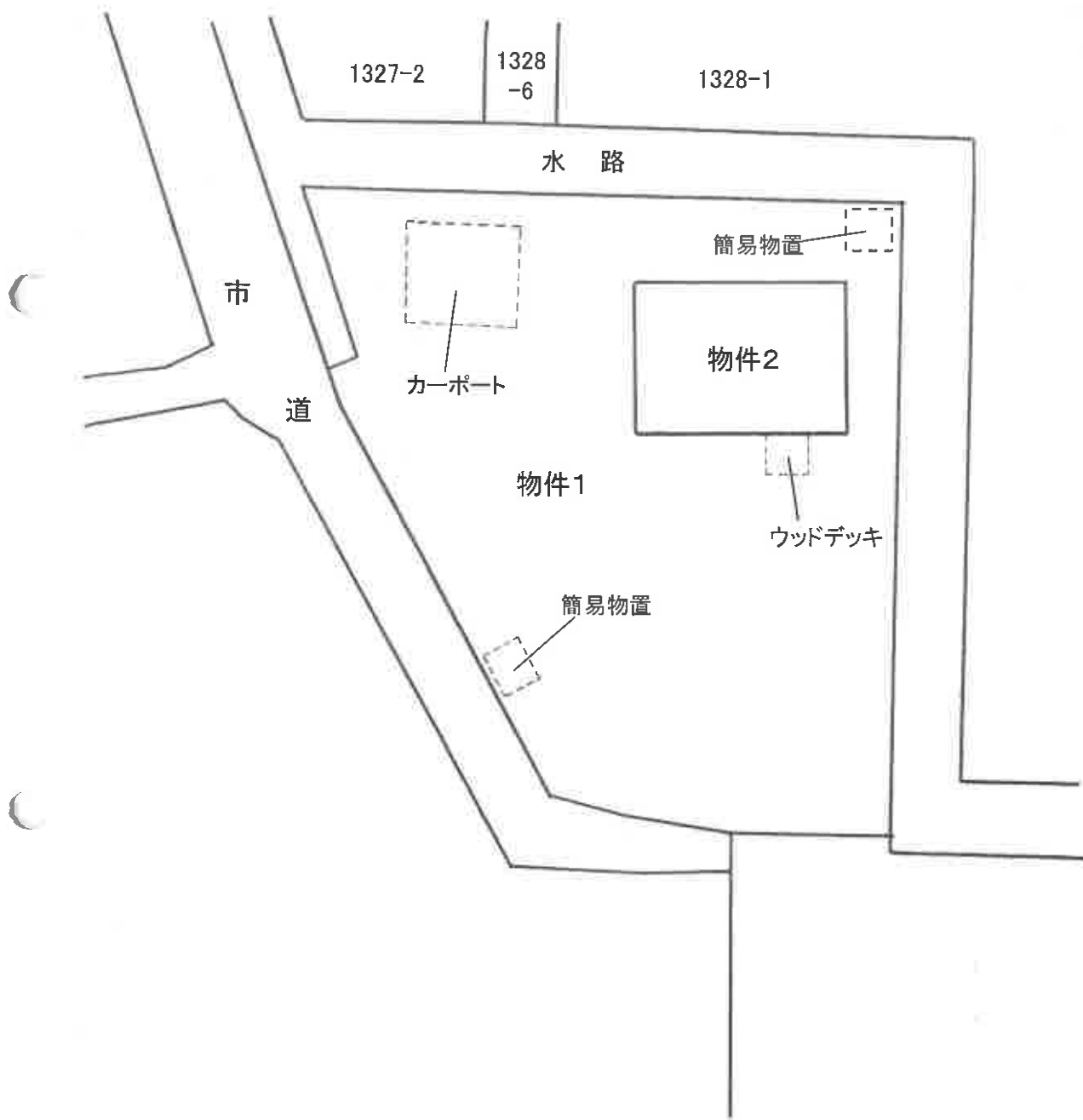
地図上の1センチは 約 200 メートル
印刷中心は 東経 138度 2分36秒 北緯 34度42分18秒

公函(写)



1/500

建物配置図



間取図

物件 2

